

衛生的な輸送最終規則に関する適用除外項目の公表について

米国食品医薬品局(FDA)は2017年4月5日、米国食品安全強化法(FSMA)「ヒト向け及び動物向け食品に係る衛生的な輸送に関する最終規則」について、「生乳・生乳製品」「直接販売施設」「軟体貝類」の輸送は、規則の適用を免除することを公表した。

◆FDA Announces Three Waivers to Sanitary Transportation Rule

<https://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm548729.htm>

1. はじめに

FDAは、2016年4月5日に公表した米国食品安全強化法(FSMA)「ヒト向けおよび動物向け食品に係る衛生的な輸送に関する最終規則」の適用除外項目について検討を行っており、同規定が事業者適用される期日までに、適用免除の内容について連邦官報に掲載するものとしていた。

2. 公表された適用除外項目

FDAは、以下の3項目については、別途の規制・管理下にあるため、同規則の適用免除とすることを公表した。

1. 州間生乳輸送に関する連邦会議(NCIMS)グレード“A”生乳安全プログラムのもと適正な認可を受けた出荷業者、運送業者、および食品の受領業者。
—なお、本規定は、特定の衛生規定を満たして製造されたグレード“A”生乳および乳製品の輸送にのみ適用される。このような輸送業務は、州およびFDAの管理下にあり、すでにNCIMSプログラムによって管理されている。なお、チーズ、アイスクリームなどの低温殺菌ミルク条例以外(Non-PMO)の製品輸送について適用除外とならない。
2. 州または地方当局など適切な規制当局発行の適正な許可を保有する食品業者が、食品の受領業者、出荷業者、および運搬業者として業務を行う場合で、施設から輸送された食品が消費者に提供される場合。
—この施設には、レストラン、スーパーマーケット、および食品の個人宅への宅配サービスなどが含まれる。こうした食品の輸送業務は、州、地域、部族、および地方規定およびFDAの監督のもと、小売食品プログラムによって管理されている。
3. 米国各州間軟体貝類衛生会議(ISSC)の国家貝類衛生プログラム(NSSP)が設定した条件によって保証、検査され、適正な州免許を保有する事業者による軟体貝類(カキ、ハマグリ、ムール貝、ホタテ貝など)の輸送業務

3. 参考

ヒト向け及び動物向け食品に係る衛生的な輸送に関する最終規則(2017年4月5日)

<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm383763.htm>

以上

【免責事項】

本報告書は、2017年4月20日現在作成されたもので、今後精査を継続する中で、予告なく内容に変更の可能性がある点御留意をお願いいたします。また、日本企業、日系企業への情報提供を目的としたものであり、法律上のアドバイスではありません。本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしてもジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。本報告書は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本報告書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。